

## 第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

本章は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等について定めたものである。本章における屋内及び屋外の取扱いについては、以下のとおりである。

1 「屋外」とは、次に掲げる場所をいう。

- (1) 空地（建築物の内部を除く。）
- (2) 建築面積が発生する場所で、かつ、床面積の算定対象とならず、その周囲の相当部分が壁のような風雨を防ぎ得る構造を欠いている場所
- (3) 工作物の内部等で、その周囲の相当部分が壁のような風雨を防ぎ得る構造を欠いている場所

※ (2) の例として、次のような場所が挙げられる。

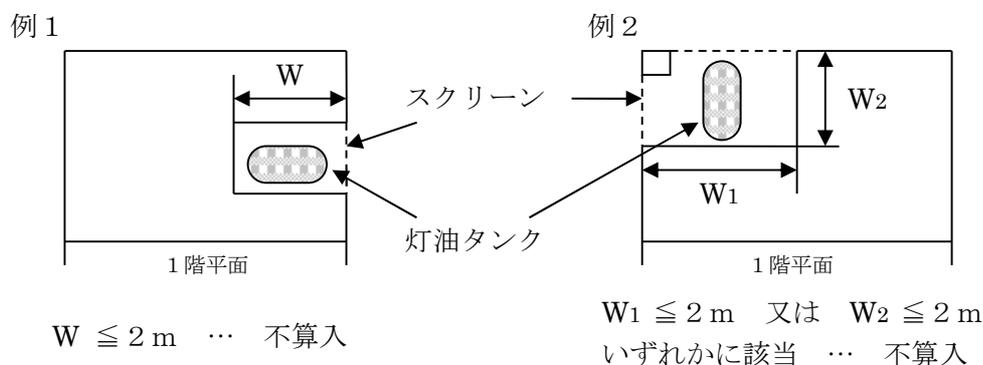
ア 屋内的用途に供しないポーチ

イ 十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しないピロティ

ウ 建築物に灯油タンクスペースとして、セットバックした箇所、奥行きが2メートル以下の場所

《参考》灯油タンクスペースの床面積の算定について（「札幌市消防局建築確認同意・消防用設備等設置規制事務審査基準」の建築物の床面積・階の取扱いの項を参照）

住宅（共同住宅を除く。）に設置されている灯油タンクが下図のような場合、外気に有効に開放されている部分で、奥行き2mまでは床面積不算入とする。ただし、2mを超える場合は、全部を算入する。



※ (3) の例として、次のような場所が挙げられる。

ア 橋梁又は鉄道高架橋の下の空地等（壁等が無く、外気の流通が良い場所に限る。）

イ トンネル、暗渠等のうち、その延長が比較的短く、かつ、外気の流通が良い場所

2 「屋内」とは、屋外以外の場所をいう。

3 危険物の数量算定は、同一の場所における貯蔵又は取扱いの数量による算定及び同一の場所としないものを配管などにより連結して取り扱う場合は、当該危険物を取り扱う場所（部分）における数量による算定（配管内の流量等の算定を含む。）を行う。この数量算定が指定数量未満となる場合に限り、条例による規制の対象となる。

「同一の場所」とは、危険物の貯蔵及び取扱いに係る数量算定を行う施設の範囲で、法第11条に基づき許可を受けた施設における一の許可を必要とする施設の規制範囲に準じることが望ましい。また、貯蔵タンク及び当該タンクから配管で接続された危険物を消費する施設を同一の場所と

しても差し支えない。ただし、例えば、条例規制とする複数のタンクに接続する配管の場合等において、一日に指定数量以上の危険物を取り扱う部分については、政令規制の対象となることから、当該配管は条例規制タンクと同一の場所とすることはできない。

なお、同一の場所の考え方については、特に数量算定から除外する場合を除き、指定数量の5分の1未満の危険物についても適用し、当該同一の場所における数量が、指定数量の5分の1以上指定数量未満となる場合は、条例に基づく位置、構造及び設備に係る規制対象となるものである。

タンクにおける数量算定（貯蔵を主目的とするもの及び取扱いを主目的とするもののうち、タンクの容積によって算定する場合のものに限る。）については、当該タンクの容積から当該タンク容積の10パーセントを引いた数値（以下、本章【趣旨】及び【解説】において「容量」という。）により数量算定すること。

《参考》タンク容量をタンク容積の90パーセントとする理由について

指定数量未満の危険物を貯蔵し取り扱うタンクは、タンク容積から当該タンク容積の10%を引いた数量を容量とするものとして規定されている。これは、第36条の4で規定される「容量」は、第3条第1項第18号エにおいて、「容量（タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下同じ。）」と規定されていることによる。なお、この規定は、政令タンクの容量がタンク容積の5～10パーセントを引いた数量を容量とすることとされていることから、数量算定の整合性を確保する必要が生じるためである。

(1) 屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合

ア タンクによる場合（貯蔵を主目的としたものに限るものとし、建築物の屋上に設置されるもの、地盤面に埋設されたタンク及び車両に固定されたタンクを除く。）

タンクごととし、その容量による（この場合、タンクの容積から当該容積の10パーセントを引いた数値が、当該タンクに収容する危険物の指定数量未満であること。）。

イ 容器による場合

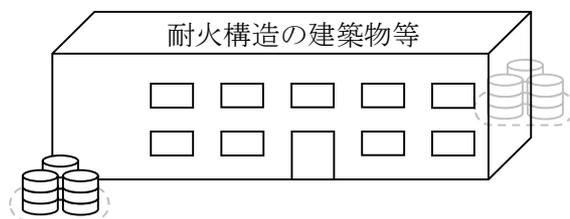
独立性を有している場所ごとの最大数量とする。なお、独立性を有している場合として、次の例が挙げられる。

(ア) 他の容器による貯蔵場所と耐火構造の建築物等により隔てられている場合

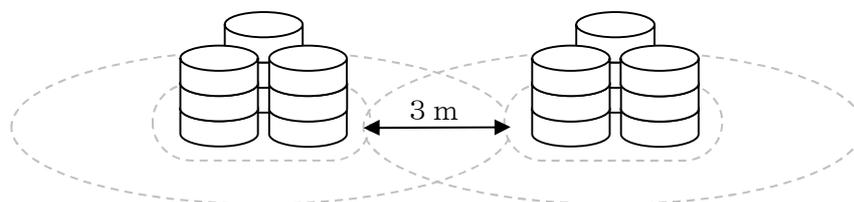
(イ) 他の容器による貯蔵場所との間に3メートル以上の空地が設けられている場合

(ウ) (ア) 又は (イ) と同等以上の防火上の安全性が認められる場合

耐火構造の建築物等により隔てられている場合の例



空地により隔てられている場合の例（屋外）

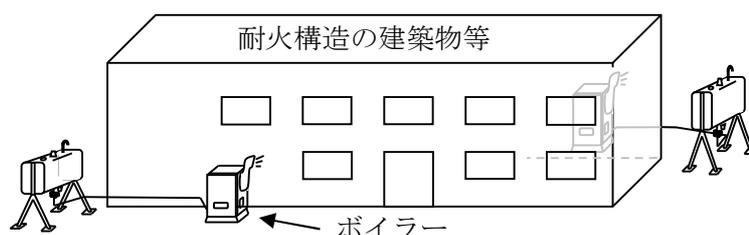


ウ 設備による場合（設備に附属するタンクで貯蔵を主目的としないものを含む。）

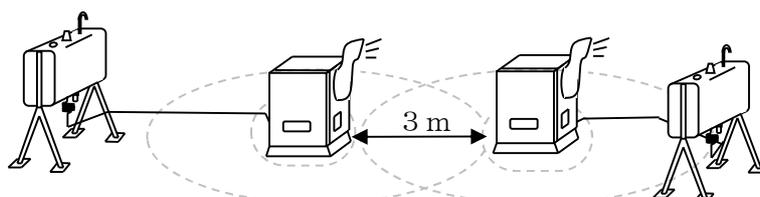
独立性を有している場所ごとの取扱いに係る最大数量（タンクと取扱設備が接続され、同一の場所となる場合にあつては、タンクの容量と危険物の取扱数量を比較して大なる数量）とする。なお、独立性を有している場合として、次の例が挙げられる。

- (ア) 他の取扱設備（当該設備と配管などで接続していないもの。）と耐火構造の建築物等により隔てられている場合
- (イ) 他の取扱設備（当該設備と配管などで接続していないもの。）との間に3メートル以上の空地が設けられている場合
- (ウ) (ア) 又は (イ) と同等以上の防火上の安全性が認められる場合

取り扱う設備が耐火構造の建築物等により隔てられている場合の例



取り扱う設備が空地により隔てられている場合の例（屋外）



※ タンクとボイラーの間については、本章においては離隔距離の規定がないが、第3条（炉の基準）について、離隔距離の規定があることに留意する。

(2) 屋内で貯蔵し又は取り扱う場合

原則として建築物ごとに数量算定する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該箇所を一の貯蔵又は取扱場所として数量を算定することができる。

ア タンクによる場合（貯蔵を主目的としたものに限るものとし、建築物の直下の地盤面下に埋設されたタンクを除く。）

- (ア) タンク（タンクに接続する危険物を移送する配管を除く。）の周囲に3メートル以上の空地が確保されている部分又はタンクの周囲から3メートル未満の距離に存する建築物の壁（出入口（随時開けることのできる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該タンクから当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されている部分

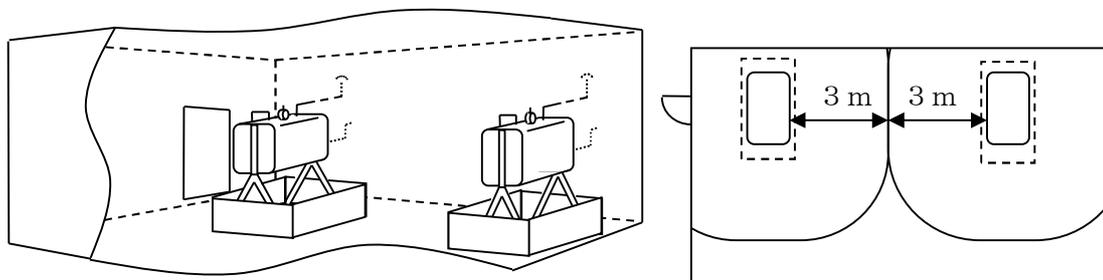
ただし、複数のタンクが存した場合は、同一室内の全てのタンク容量を合算し、危険物の指定数量で除して得た商の和が1未満とすること。

- (イ) タンク室が出入口（防火設備（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備をいう。以下、本章【趣旨】及び【解説】において同じ。））以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されている部分（当該室に隣接してタンク室を設ける場合で、設置するそれぞれのタンクの容量を、当該タンクに收容する危険物の指定数量で除して得た商の和が1以上となる場合は、当該区画を耐火構造とするほか、タンク室間に出入口を設ける場合は、自動閉鎖の特定防火設備とすること。）

《参考》屋内のタンクの規制に関する危政令との整合

屋内のタンクによる貯蔵取扱いについて、複数のタンクが存した場合は、同一タンク室内の全てのタンク容量を合算し、危険物の指定数量で除して得た商の和が1以上であれば屋内タンク貯蔵所として規制すること。

屋内の空地により別の場所とする例



※ タンク相互間に独立した空地が確保できない場合は、同一の場所にあるものとして合算する。

イ 容器による場合

(ア) ア(ア)に準じる部分

(イ) 出入口（防火設備）以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されている部分（ただし、貯蔵する室が壁（危険物から3メートル以内の距離にある壁の部分に限る。）を兼用して隣接している場合は、隣接する相互の危険物の指定数量の倍数の和が1未満であること。）

(ウ) 不燃性のロッカー等（耐火性薬品庫等、当該ロッカー等が防火上の安全性を有するものであること。また、屋内の場合は、エに示す区画内にある場合等において、当該区画内の危険物の総量が指定数量未満の場合に限る。）に保管されている場所

(エ) 塗料、携帯燃料等を容器に密栓したまま販売する場合及び大学、研究所その他これらに類する施設における実験室等の場合は、防火上有効に区画（例：建基令第112条第1項で定めている防火区画以上の防火性能を有する区画）された場所

《参考》屋内の容器の規制に関する危政令との整合

屋内の容器による貯蔵取扱いについて、複数の容器が存した場合は、同一室内の全ての容器の容量を合算し、危険物の指定数量で除して得た商の和が1以上であれば屋内貯蔵所として規制すること。

ウ 設備による場合（設備に附属するタンクで貯蔵を主目的としないものを含む。）

独立性を有している場所ごとの取扱いに係る最大数量（タンクと取扱設備が接続され、同一の場所となる場合にあっては、タンクの容量と危険物の取扱数量を比較して大なる数量）とする。なお、独立性を有している場合として、次の例が挙げられる。

(ア) 防火上有効に区画された場所

(イ) 出入口（防火設備）以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されている部分（当該室に隣接して独立した貯蔵取扱い場所を設ける場合で、隣接する相互の危険物の指定数量の倍数の和が1以上となる場合は、当該区画を耐火構造とするほか、相互の貯蔵取扱い場所の間に出入口を設ける場合は、自動閉鎖の特定防火設備とする。）

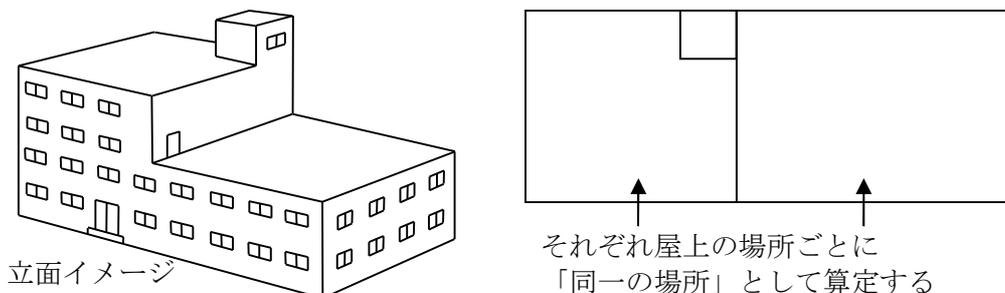
(ウ) ア(ア)に準じる部分

(3) 建築物の屋上で貯蔵し又は取り扱う場合

建築物の屋上は、その屋上部分を同一の場所とする。ただし、壁、柱、床、はり及び屋根が耐

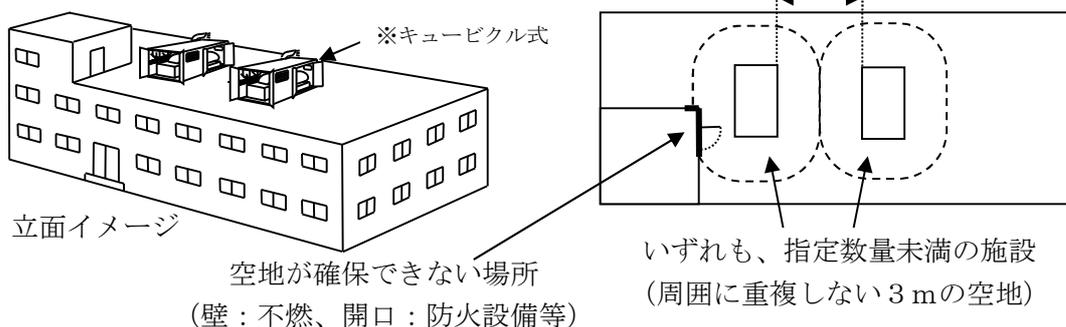
火構造である建築物の屋上であり、かつ、ボイラー等で危険物を消費する取扱設備（当該設備に併置する取扱タンクを含む。）に限り、当該設備の周囲に3メートル以上の空地が確保されている部分又は当該設備の周囲から3メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることのできる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該タンクから当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されている部分を同一の場所とすることができる。

同一の場所とする屋上部分の例



※ ただし、「高さに大きな差がない。」又は「傾斜路等で接続される。」など、建築物の実情に応じて、屋上全体を「同一の場所」とする場合が考慮される。

屋上設置のボイラー・バーナー等の設備による例



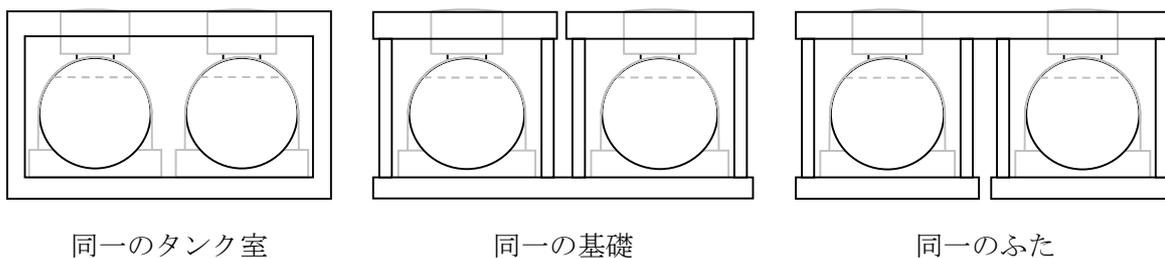
(4) 地盤面下に埋設したタンクで貯蔵し又は取り扱う場合

ア 貯蔵を主目的としたもの

タンクごととする。ただし、次に掲げる場合は、当該場所にある複数のタンクを同一の場所として算定する（タンクの容量が、当該タンクに収容する危険物が指定数量未満（次に掲げる場合等、複数のタンクが同一の場所となる場合については、タンクごとに指定数量の倍数を算定し、その和が1未満となること。）であること。）。

- (ア) 同一のタンク室内に設置されているもの
- (イ) 同一の基礎上に設置されているもの
- (ウ) 同一のふたで覆われているもの

## 地下タンクで同一の場所となる例



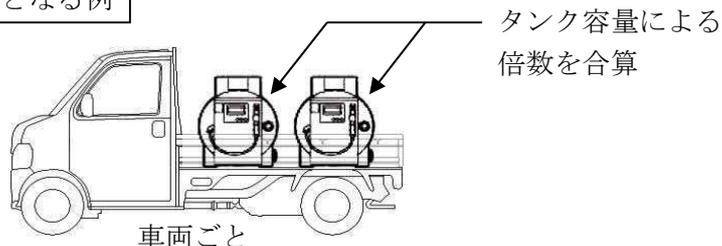
## イ 取扱いを主目的としたもの

アにより同一の場所として取り扱う場所ごとに、アによる数量算定又は一日に取り扱う数量の大なる数量により算定する。

## (5) 車両に固定されたタンクで貯蔵し又は取り扱う場合

車両ごととする（タンクの容積から当該容積の10パーセントを引いた数値が、当該タンクに収容する危険物の指定数量未満（複数のタンクを有する場合については、タンクごとに当該タンク容量により、収容する危険物の指定数量の倍数を算定し、その和が1未満となること。）であること）。

## 移動タンクの「同一の場所」となる例



## (6) 特殊な形態により貯蔵し又は取り扱う場合

次に掲げる貯蔵又は取扱場所については、(1) から (5) によらず、それぞれの形態に応じた数量算定とすること。

## ア 危険物の製造を行うもの

屋外における装置により製造する場合は(1)ウ、屋内において製造する場合は(2)ウにより同一の場所として取り扱うものとし、一日の取扱数量により算定する。製造の工程によっては、次に示す算定によるほか、同一の場所において、製造前の原料（危険物に該当）又は製造後の危険物の貯蔵を行う場合は、当該貯蔵する危険物の数量も数量算定に含める。なお、条例規制の貯蔵又は取扱場所に関しては、同一の場所に原料及び生成品を貯蔵することも認められるため、同一の場所となる場合は、当該原料等を含め数量算定する。

(ア) 非危険物から危険物を製造する場合は、製造された危険物の全量とする。ただし、中間生成物等の数量による指定数量の倍数が最も大きくなる場合は、当該数量により算定すること。

(イ) 原料となる危険物の全量又は製造された危険物の全量を比較して、指定数量の倍数が大きくなる状態の数量により算定する。ただし、中間生成物等の数量による指定数量の倍数が最も大きくなる場合は、当該数量により算定すること。

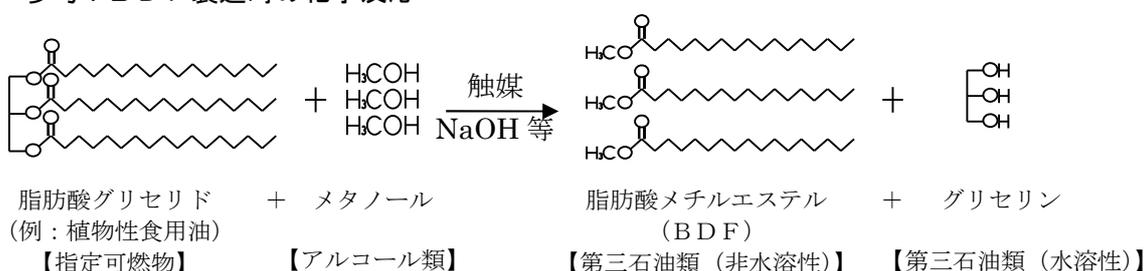
## 製造工程における数量算定の例

## BDF（Bio Diesel Fuel）の製造工程の算定

一般的にバイオディーゼル燃料は、廃食油等の植物性油脂に代表される脂肪酸グリセリド（指定可燃物：可燃性液体類）とメタノール（危険物：アルコール類）を化学反応させることにより、バイオディーゼル燃料となる脂肪酸メチルエステル（危険物：第三石油類（非水溶性））及び副産物となるグリセリン（危険物：第三石油類（水溶性））を生成し、目的物である脂肪酸メチルエステルを精製したものである。

この化学反応は、非危険物と危険物を取り扱うことにより、別の2種類の危険物を造り出すもので「危険物の製造」に当たり、数量算定が指定数量以上となる場合は、「危険物製造所」の許可を受ける必要がある。

## 参考：BDF製造時の化学反応



一般的なBDFの製造は、1,000リットルの植物性食用油（廃食油：脂肪酸グリセリド）と、180リットルのメタノールを反応させ、約950リットルのBDFと、約250リットルのグリセリンが生成する工程を経る。算定については、製造工程の前線で倍率が異なり、最も倍率の大きい数量（この場合は反応後）により規制する。

## 【1工程における指定数量の倍率の算定】

	反応前数量	倍数	反応後数量	倍数
	脂肪酸グリセリド (1,000L)	—	脂肪酸メチルエステル (950L)	0.475
	メタノール (180L)	0.45	グリセリン (250L)	0.0625
合計倍数	製造工程前における倍数	0.45	製造工程後における倍数	0.5375

## 《参考》BDF製造工程における算定の留意事項

BDFの製造工程においては、グリセリンを精製せずに、水に溶解した状態とし、生成したグリセリン水溶液が危険物に該当しない場合があることに留意する必要がある。

同一の場所において、表の工程を2工程実施した場合（工程においてグリセリンの精製を行う場合）は、製造量が約1.07倍となるため、「危険物製造所」の規制を受ける。また、グリセリンの精製をせず、グリセリンの水溶液が危険物に該当しないものである場合は、2工程の最大数量は、0.95倍となり、「少量危険物貯蔵取扱場所」としての規制を受ける。ただし、製造に係る危険物とは別に、同一の場所に危険物の貯蔵がある場合は、当該危険物の数量を加えた数量により規制されることとなる。

24時間連続で製造する場所等では、暦日ごとに数量を算定し、最も取扱数量が大きくなる日の数量により規制する。

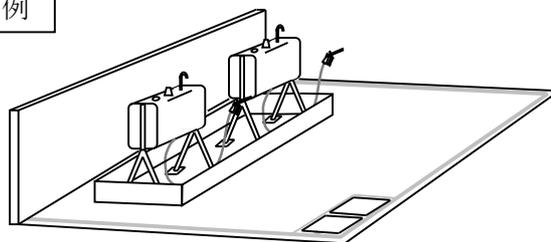
イ 屋外において主として給油を目的とする取扱場所

給油を目的とする独立した場所ごとに、給油に用いる設備に接続するタンク内の危険物の合算量又は一日の取扱数量の大なる数量により算定する。なお、給油を目的とする場合の独立した場所とは、給油を受けようとする車両が停車した場所において、隣接する給油設備の双方から給油を受けることができない位置関係に相互の給油設備を設けるもの又は防火上有効な不燃性の壁によって仕切られ、相互の場所において、給油できない構造としたもの等が該当する。

給油を目的とする場所の「同一の場所」となる例

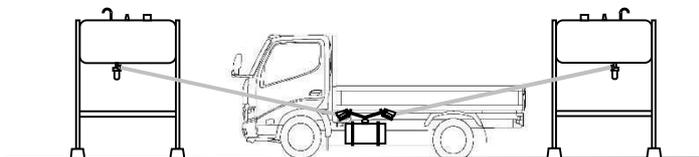
給油を目的とする場所の場合

同一の小排水溝等で囲まれている場所を同一の場所として数量算定する。



給油を目的とする設備の位置関係による場合

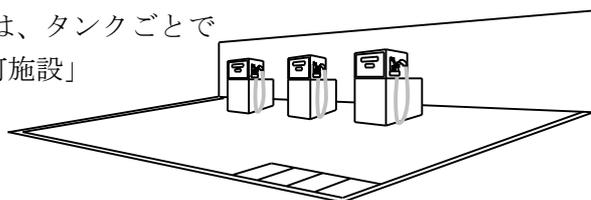
車両に、いずれのタンクの給油設備によっても給油できる場合は、同一の場所として数量算定する。  
(給油を目的としたものに限る。)



《参考》簡易タンクのみによる給油取扱所（許可施設）の例

簡易タンクのみによる給油取扱所の場合は、タンクごとではなく、当該給油する場所を「一の許可施設」として規制している。

※ 危政令第17条の基準による。



ウ 屋内において主として給油を目的とする取扱場所

防火上有効に区画された場所ごとに、給油に用いる設備に接続するタンク内の危険物の合算量又は一日の取扱数量の大なる数量により算定すること。

エ 共同住宅等の燃料供給を目的とする施設で、中継タンクを有するもの

配管によって接続される系統全体を同一の場所とし、次により数量算定すること。

(ア) 中継タンクの容量が指定数量の5分の1未満の場合

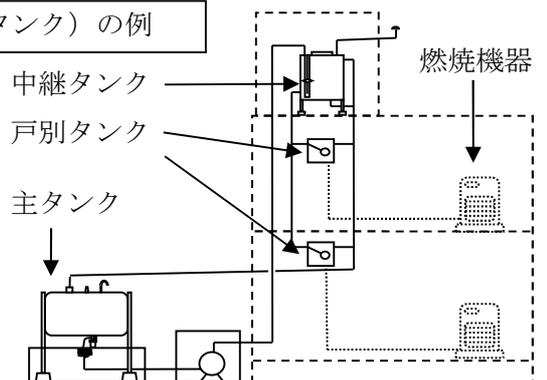
系統の最下層にある危険物を貯留するタンク（主タンク）の容量（同一系統に主タンクが複数ある場合は、当該タンクの容量を合算した数量）

(イ) 中継タンクの容量が指定数量の5分の1以上の場合

前（ア）に中継タンクの容量を加えた数量

共同住宅等の燃料供給を目的とする施設（中継タンク）の例

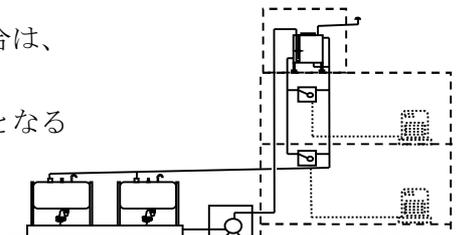
共同住宅等の燃料供給を目的とする施設は、主タンク、中継タンク、戸別タンク及びそれらを接続する配管並びにポンプ等の一連の系統を同一の場所として規制し、数量算定は、危険物一般取扱所として規制される同様の形態の施設の算定方法に準じる。



《参考》共同住宅等の燃料供給を目的とする施設（中継タンク）の数量算定の例

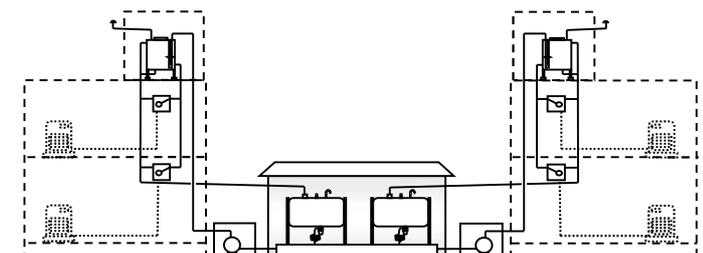
同一の系統に複数の主タンクが接続される場合

同一の系統内に主タンクが複数接続される場合は、当該主タンクの容量を合算して算定する。  
また、中継タンクが指定数量の5分の1以上となる場合は、中継タンクの容量も合算する。



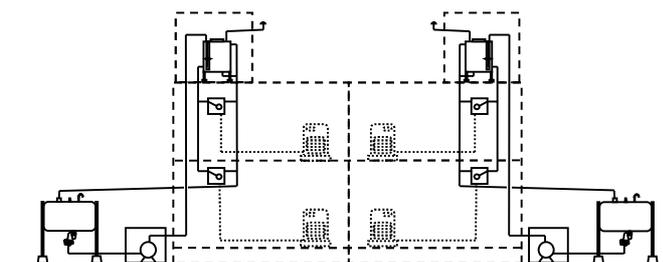
同一のタンク室に複数の系統の主タンクが設置される場合

タンク室においては当該室内の数量を合算することから、右図のように、主タンクを設置するタンク室を共有する系統は、同一の場所として数量を算定する。



一の建築物に複数の系統が設置される場合

共同住宅等の燃料供給を目的とする施設は、系統ごとに数量を算定する。



オ 共同住宅等の燃料供給を目的とする施設で、中継タンクを有しないもの  
エ（ア）に準じた数量とすること。

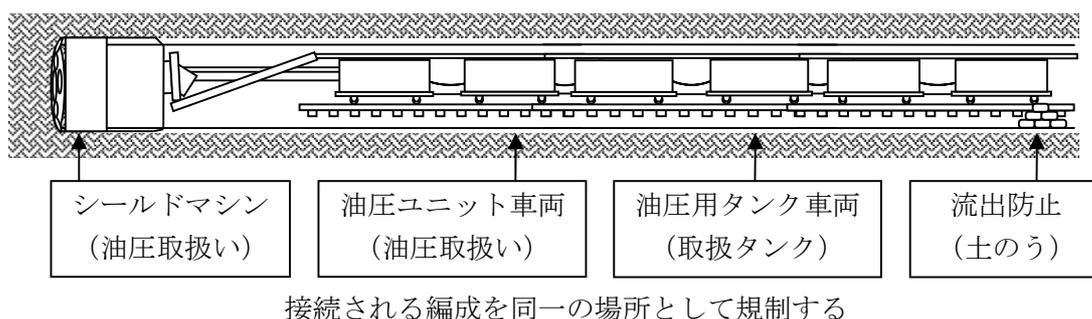
カ 循環装置により取り扱われるもの

当該循環系統ごととし、系統内の瞬間最大停滞量を数量算定とする。なお、危険物を消費するボイラーに付随して設置されるものについては、当該ボイラー等の数量を合算した数量により算定すること。

キ シールドマシン（トンネル掘削等を行う油圧掘削機）等により取り扱われるもの

当該接続される機器を同一の場所として規制すること。

## シールドマシン（油圧掘削機）による取扱いの例



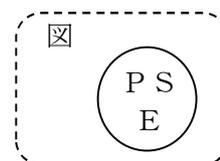
## 《参考》シールドマシンの規制

これらの車両は線路上にあるが、鉄道営業法（明治33年法律第65号）及び軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受けない車両であることから、指定数量未満の危険物を取り扱う場合は、条例の適用を受ける。

## ク リチウムイオン蓄電池に係るもの

## (ア) 数量算定の適用対象となるリチウムイオン蓄電池に関する事項

a 電気用品安全法第8条第1項に基づく電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）別表第9に規定する技術基準に適合している蓄電池（※電気用品安全法第10条に基づく表示（PSEマーク：右図参照）が付されているもの）



b 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める技術基準に適合している蓄電池で、かつ、電気用品安全法の適用を受けないもの

## (イ) 貯蔵及び取扱いの区分に関する事項

蓄電池設備として使用する目的を持って、電気配線等がされている状態であり、かつ、現に蓄電池として使用されている状態は、危険物の取扱いに該当し、当該場所は取扱場所としての数量算定の対象となる。また、貯蔵は、取扱いに該当しない場合をいう。

## (ウ) 数量算定（同一の場所）に関する事項

## a 取扱い

(a) 自家発電設備（指定数量未満の危険物を取り扱うものに限る。以下、本章【趣旨】及び【解説】において同じ。）の付近（当該自家発電設備から3メートル以内の空地に該当する場所をいう。）に、出入口（厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の性能を有する材料で造られたものに限る。）以外の開口部（蓄電池設備として機能上必要な最小限の開口部を除く。）を有しない厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の性能を有する材料で造られた箱（以下、本解説において単に「箱」という。）に収納された蓄電池設備（当該蓄電池設備内の電解液量が指定数量未満のものに限る。）を設置する場合は、当該自家発電設備と当該蓄電池設備は別の場所として数量算定する。

(b) 蓄電池設備を収納した箱を複数設置する場合（周囲に3メートル以上の重複しない空地を有する場合を除く。）は、当該複数の箱を同一の場所として数量算定する。なお、この場合において、(a)に掲げる自家発電設備に限り、別の場所として数量算定する。

(c) (a) 及び (b) の場合において、相互の離隔距離は不要である。

## b 貯蔵

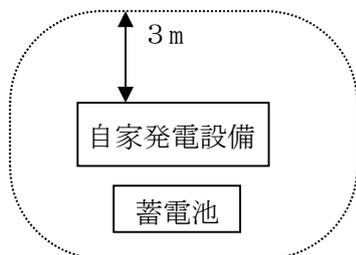
蓄電池設備を収納した箱ごとに同一の場所として数量算定する。なお、この場合において、箱相互の離隔距離は不要である。

c その他

蓄電池設備を収納した箱相互及び蓄電池設備を収納した箱と自家発電設備相互に係る場合以外の数量算定については、a及びbの適用はできないものである。

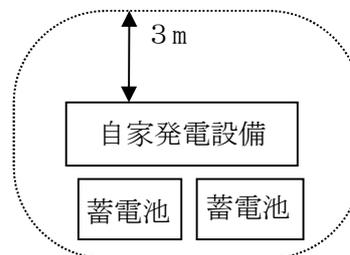
リチウムイオン蓄電池（蓄電池として使用しているもの）と自家発電設備に係る同一の場所の例

例1



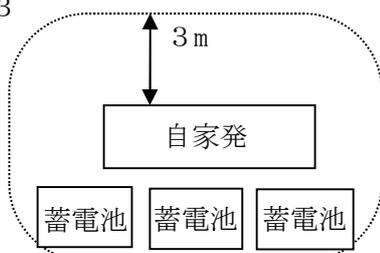
1. 自家発電設備 (0.5倍)
  2. 蓄電池設備 (0.95倍)
- この場合、自家発電設備 (0.5倍) と蓄電池設備 (0.95倍) として算定し、それぞれ、少量危険物貯蔵取扱所として規制する。

例2



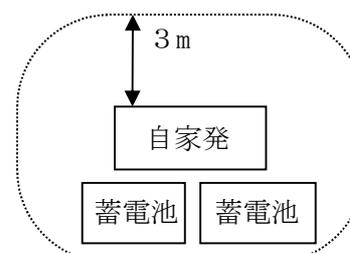
1. 自家発電設備 (0.5倍)
  2. 蓄電池設備 (各0.45倍)
- この場合、自家発電設備 (0.5倍) と蓄電池設備 (0.9倍) として算定し、それぞれ、少量危険物貯蔵取扱所として規制する。

例3



1. 自家発電設備 (0.5倍)
  2. 蓄電池設備 (各0.15倍)
- この場合、自家発電設備 (0.5倍) と蓄電池設備 (0.45倍) として算定し、それぞれ、少量危険物貯蔵取扱所として規制する。

例4



1. 自家発電設備 (0.5倍)
  2. 蓄電池設備 (各0.6倍)
- この場合、自家発電設備 (0.5倍) と蓄電池設備 (1.2倍) として算定することとなるため、当該蓄電池設備は条例規制の対象とならない。

《参考》自家発電設備とリチウムイオン蓄電池の離隔距離について

指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いにのみ着眼した場合、自家発電設備とリチウムイオン蓄電池の間について離隔距離を必要としていない（(ウ) a (c)）が、内燃機関を原動力とする発電機に関しては第16条の規定が適用され、規則第8条第2項に規定する保有距離を必要とすることから、当該規制内容について留意する必要がある。

(7) 数量算定から除外する場合

- ア 自動車等の燃料タンクに収納されている危険物
- イ トランス又はコンデンサ等のうち、現に電気設備として使用されているもので、当該トランス等に絶縁油として收容されている危険物
- ウ 屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合のうち、共同住宅等の占有者が複数である建築物内で、各占有者がそれぞれの占有する場所ごとに貯蔵されている危険物で、一の占有場所内における危険物の数量が指定数量の10分の1未満であるもの
- エ 屋内において使用する燃焼器具及び内燃機関を有する器具のタンクに收容される危険物

オ 航空機、船舶、鉄道及び軌道において貯蔵し、又は取り扱われるもの

カ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に掲げられる火薬類（黒色火薬その他硝酸塩を主とする火薬など）に該当するもの

《参考》トランス等以外の電気機器類に用いられる危険物について

ナトリウム硫黄電池（NaS 電池）及びリチウムイオン蓄電池等、現に蓄電池設備等として使用（取扱い）され、又は貯蔵されている電池内の危険物は規制の対象となる。

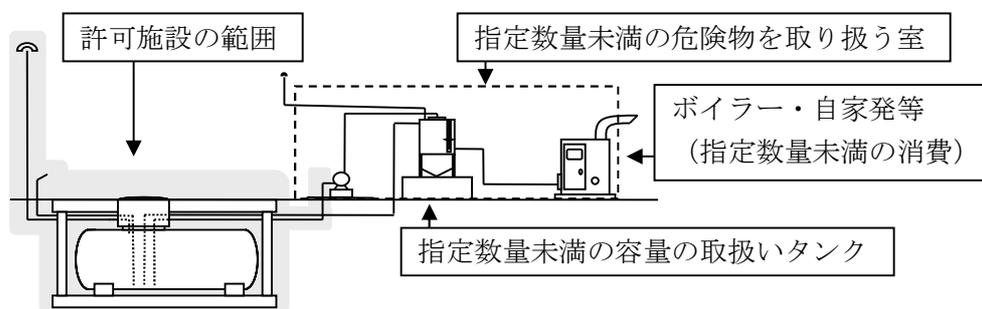
（8）その他

ア 指定数量の5分の1未満の危険物についても、（1）から（7）までの例により数量算定すること。

イ 危険物と指定可燃物が同一の場所にある場合、それぞれの数量により規制すること。この場合、貯蔵場所においては、周囲に空地の規制を要するものについては、空地の幅以上、空地の規制を要しない場合については1メートル以上の空地の保有を必要とすること。

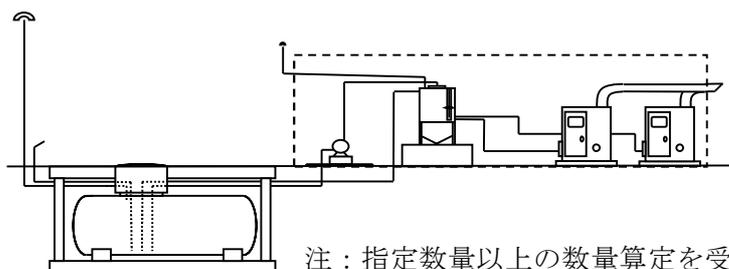
ウ タンクと消費施設が配管で接続される場合、当該接続された全体を同一の場所とすることができるほか、タンクと設備をそれぞれ別の場所として数量算定することができること。

《参考》条例規制（指定数量の5分の1以上指定数量未満）及び危政令による規制の区分  
 配管により接続され、危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設の場合、当該規制の区分を  
 明確にする必要があるため、当該施設の範囲及び数量を明確にし、規制する必要がある。  
 (1) 許可施設に接続する指定数量未満の危険物を貯蔵し、取り扱う施設の規制例



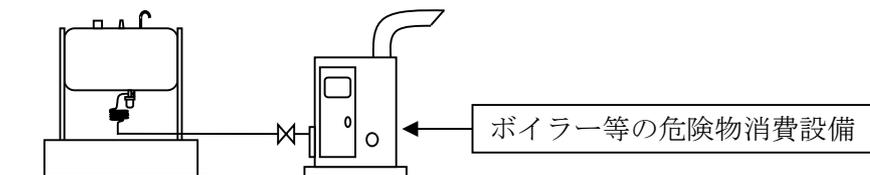
地下タンク貯蔵所の規制（許可施設の範囲）は、ポンプ1次側（地下貯蔵タンク側）のフランジ継手部分までとし、ポンプ、取扱いタンク（小出しタンク）及びボイラー等は、条例による規制を受ける。また、ボイラーなどの消費数量等により次のように規制される。

- ア 取扱タンク容量及びボイラーの消費量が指定数量の5分の1以上指定数量未満  
 取扱タンクとボイラー消費量の大きな数量を取扱数量として規制する。この場合、室及び設備の全てに対して、第36条の規定が適用される。
- イ 取扱タンク容量が指定数量の5分の1未満及びボイラーの消費量が指定数量の5分の1以上指定数量未満  
 ボイラー消費量を取扱数量として規制する。この場合、室及び設備の全てに対して、第36条の規定が適用される。
- ウ 取扱タンク容量が指定数量の5分の1以上指定数量未満及びボイラーの消費量が指定数量の5分の1未満  
 取扱タンク容量を取扱数量として規制する。この場合、室及び設備の全てに対して、第36条の規定が適用される。
- エ 取扱タンク容量及びボイラーの消費量が指定数量の5分の1未満  
 取扱タンクとボイラー消費量の大きな数量を取扱数量として規制する。この場合、第36条の規定は適用されない。  
 また、次の図のようにボイラー等が増設された場合は、取扱タンクが1日に取り扱う量（一般的にポンプの送油量に等しくなる。）を算定し、指定数量以上となる場合は、ポンプ及び取扱タンクを許可施設とするほか、ボイラーが同一の場所と判断される場合は、ボイラーについても危険物一般取扱所として規制されることに留意する。



## (2) 指定数量未満の危険物を貯蔵し、取り扱う施設同士を接続した場合の規制例

ア 一の貯蔵タンクにボイラー等の消費設備を接続して危険物を消費する場合の例  
例図



例示の形態は、許可施設の場合（いずれも指定数量以上の場合）は、屋外タンク貯蔵所（屋内タンク又は地下タンクの場合もあり。）及び一般取扱所として規制されるため、条例規制においては、原則として2施設として規制する。

また、タンク及びボイラーの数量算定によって、次のように規制される。

(ア) 貯蔵タンク容量及びボイラーの消費量が指定数量の5分の1以上指定数量未満

貯蔵タンクとボイラー消費量の大きなる数量を取扱数量として規制する。この場合、タンク及び設備の全てに対して、第36条の規定が適用される。

(イ) 貯蔵タンク容量が指定数量の5分の1以上指定数量未満及びボイラーの消費量が指定数量の5分の1未満

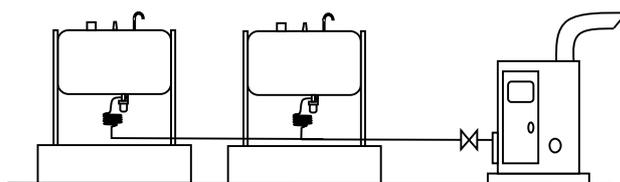
貯蔵タンク容量を取扱数量として規制する。この場合、タンクから消費設備手前の弁までに対して、第36条の規定が適用される。

(ウ) 貯蔵タンク容量及びボイラーの消費量が指定数量の5分の1未満

取扱タンクとボイラー消費量の大きなる数量を取扱数量として規制する。この場合、第36条の規定は適用されない。

なお、(ア)に該当する場合、貯蔵し、又は取り扱う数量の算定並びに当該施設に対する標識及び掲示板の設置に関しては、一の施設とみなして取り扱って差し支えない。

イ 複数の貯蔵タンクにボイラー等の消費設備を接続して危険物を消費する場合の例  
〔例図〕



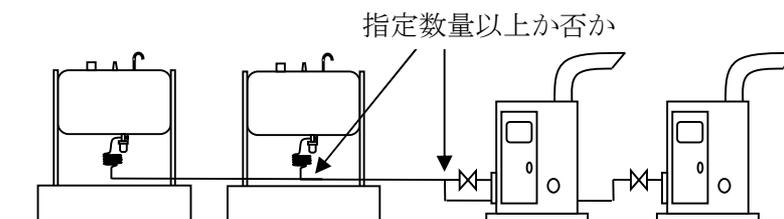
例示の形態の場合は、原則として3施設（タンク2施設及び消費施設1施設）として規制する。

規制の適用にあつては、アに示す例によるが、消費設備の数量算定が、一のタンクの数量算定を上回る場合があることに留意しなければならない。また、消費設備の数量算定が指定数量以上となる場合は、当該設備は危険物一般取扱所として規制されるほか、タンクから接続する配管にあつても、指定数量以上の流量がある部分が許可施設となる。

標識等の兼用については、消費設備の数量算定が一のタンクの数量算定よりも小さい場合に限り認められるものであること。ただし、防火上の注意事項を記した掲示板は、容易に視認できる位置関係にある場合に限り、兼用しても差し支えない。

ウ 複数の貯蔵タンクに複数のボイラー等の消費設備を接続して危険物を消費する場合の例

〔例図〕



例示の形態の場合について、それぞれボイラーの消費数量を合算して、指定数量以上となる場合、ボイラーがそれぞれ指定数量未満の消費設備としても、兼用している配管の一部が指定数量以上を取り扱うこととなることから、当該配管は許可施設としなければならない。このため、複数のタンク及び複数の施設を配管で接続している場合は、配管による危険物の取扱数量にも留意する。

エ 規制に関する留意事項（指導事項）

イ及びウで示すように、複数の施設を配管で接続することは、法及び条例の解釈上可能であるが、条例基準の適用については、施設のいずれの箇所においても取扱量の算定を指定数量未満とする必要がある。また、このような施設は、小規模な施設であるが故に、タンクの弁等について、必要に応じた開閉措置等の維持管理が適切に実施されないことが多く、事故発生時には、接続されたタンク内の危険物全量が流出し、その量が指定数量以上となる事案も発生していることから、配管の兼用は避け、それぞれ独立した系統による貯蔵及び取扱いを指導することが適切である。

《参考》同一の場所の算定及び適用される基準等の例（複数のタンクを同一の室に設置）

例1 容量が指定数量の0.4倍のタンク3基を同一の室（タンクの周囲に3メートル以上の独立した空地を設けていないもの。）に設置した場合

当該室を同一の場所として算定することから、室内の危険物の合計倍数は、1.2倍となるため、政令規制となる。この場合、屋内タンク貯蔵所（危政令第12条）の基準に適合させない限り、当該施設の設置は認められない。

例2 容量が指定数量の0.15倍のタンク7基を同一の室（タンクの周囲に3メートル以上の独立した空地を設けていないもの。）に設置した場合

室内の危険物の合計倍数は、1.05倍となるため、規制は例1に同じ。

例3 容量が指定数量の0.15倍のタンク6基を同一の室（タンクの周囲に3メートル以上の独立した空地を設けていないもの。）に設置した場合

室内の危険物の合計倍数は、0.9倍となるため、当該室は第36条の3の2の基準に適合させる必要がある。なお、タンクについては、第36条の4の基準は適用しない（ただし、タンクを配管で連結しているものについては、当該連結したタンクの合算数量が流出するおそれがあることから、当該合算量に対する流出防止措置を指導すること。）。

## 2 指定可燃物の数量算定

指定可燃物は、別表第5の品名欄に掲げる物品を同一の場所において、同表の数量欄に定める数量以上を貯蔵し、又は取り扱う場合が規制の対象となる。

## (1) 屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合

## ア タンクによる場合

指定数量未満の危険物の算定の例に準じる。

## イ 容器による場合

独立性を有している場所ごとの最大数量により数量算定すること。なお、独立性を有している場合として、次の例が挙げられる。

(ア) 他の容器により貯蔵し、又は取り扱う場所と耐火構造の建築物等により隔てられる場合

(イ) 他の容器による貯蔵し、又は取り扱う場所との間に、3メートル以上の空地が設けられる場合

(ウ) (ア) 又は (イ) と同等以上の防火上安全と認められる距離を有する場合

## ウ 貯槽（サイロ）等による場合

貯槽ごととし、その最大容量により数量算定すること。

## エ その他の場合

原則として、敷地ごとに数量算定する。ただし、第40条の規定に基づく集積がされている場合は、その集積された部分ごととすることができる。

《参考》屋外において想定される指定可燃物の貯蔵形態について

指定可燃物は、「可燃性液体類」に分類される「液体」、「綿花類等」に分類される「固体」及び、温度によって「液体」又は「固体」となる「可燃性固体類」に分けられる。

貯蔵及び取扱いの方法は、「液体」又は「固体」によって分ける必要があり、集積単位はそれぞれの貯蔵及び取扱いの形態、貯蔵方法などによって決められる必要がある。

なお、上記の分類は、対象とする指定可燃物を次のように想定していることから、この想定によらない貯蔵及び取扱いの形態については、個別に判断を要するものである。

## 1 タンクによる場合

可燃性液体類及び可燃性固体類のうち液状のものを想定

## 2 容器による場合

可燃性液体類等及び綿花類等を想定

## 3 貯槽（サイロ）等による場合

綿花類等を想定

## 4 その他の場合

綿花類等のうち、野積みにより貯蔵されるもの（わら類、石炭、木材加工品及び合成樹脂類等）を想定

## (2) 屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として、建築物ごとに数量算定する。ただし、集積規模を勘案し、区画された室に集積されたものについては、当該室ごととすることができる。

合成樹脂類の場合は、建基令第112条第1項に規定する防火区画ごととして差し支えない。

## (3) 数量算定の留意点

ア 指定可燃物に該当する品名の物品（別表第5の品名欄に掲げる物品。以下、本解説において「別表第5の品名物品」という。）について、別表第5の数量欄で「キログラム」とされるものは、その重量により、また、「立方メートル」とされるものは、その容積により算定するものであること。この場合、例えば、合成樹脂類の容積又は重量の算定は、実際の合成樹脂類の部分又は重量を算定し、箱型に成型されている場合等の空間部分は算入しないものであること。

イ 2以上の異なる別表第5の品名物品を貯蔵し、又は取り扱う場合は、別表第5の品名物品のうち、別表第5に定める数量以上となるもののみ、数量算定の対象とすること。

ウ ア及びイの数量算定は、同一の品名の物品ごとに倍数を算定し、複数の品名の場合は当該算

出された倍数を合算すること。

エ 別表第5の品名物品のうち、同一品名欄に該当するもので、異なる物品を貯蔵し、取り扱う場合（例：タイヤ（合成樹脂類（その他のもの））と、プラスチック製パレット（合成樹脂類（その他のもの））の組合せ等）の場合は、当該物品を合算した数量により算定すること。

(4) 指定可燃物の数量算定から除外するもの

指定可燃物に該当する物品のうち、次に掲げるものは数量算定の対象から除外する。

ア 一定場所に集積することなく、日常的に使用される事務所のソファ、椅子、机、ホテルのベッド（寝具）類

イ 店舗等で販売を目的として陳列、展示しているもの（陳列の様態が集積とみなされるものを除く。）

ウ 倉庫の保温・保冷を目的として、断熱材として使用されているもの

エ 建築物の断熱材等の建築材料で、施工後のもの

オ 道路の舗装材及び地盤の改良材等の土木材料で、施工後のもの

カ 荷役用のパレット等で、現に荷役又は荷役品の貯蔵場所において使用されているもの（パレットのみで集積しているものを除く。）

キ ビールケース等で、現にビール瓶を収納しているもの

《参考》複数の品名の指定可燃物を同一の場所に貯蔵する場合等の留意事項について

屋内及び屋上に指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱われる指定可燃物の品名及び数量により、設置される消防用設備等の設置基準との関連を考慮する必要があり、その倍数によっては、複数の品名の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うことが不適當となる場合が生じ得ることを考慮する必要がある。

【参考】札幌市火災予防条例別表第5

品名		数量
綿花類		200キログラム
木毛及びかんなくず		400キログラム
ぼろ及び紙くず		1,000キログラム
糸類		1,000キログラム
わら類		1,000キログラム
再生資源燃料		1,000キログラム
可燃性固体類		3,000キログラム
石炭・木炭類		10,000キログラム
可燃性液体類		2立方メートル
木材加工品及び木くず		10立方メートル
合成樹脂類	発泡させたもの	20立方メートル
	その他のもの	3,000キログラム

## 備考

- 1 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 2 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- 3 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- 4 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 6 可燃性固体類とは、固体で、次の（1）、（3）又は（4）のいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次の（2）、（3）又は（4）のいずれかに該当するものを含む。）をいう。
  - （1） 引火点が40度以上100度未満のもの
  - （2） 引火点が70度以上100度未満のもの
  - （3） 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの
  - （4） 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- 7 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 8 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- 9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。